

お知らせ

特殊詐欺対策電話機等の 購入費を支援します

問総務課

☎(57) 4 1 2 8

特殊詐欺対策電話機等とは

特殊詐欺の被害を防止するため、次に掲げる機能のいずれかを有する固定電話機又は固定電話機に接続して用いる装置をいいます。

- ・自動で着信の相手方に対し録音を行う旨の応答をし、録音を行う機能

- ・警察又は地方公共団体等が提供する迷惑電話番号情報を自動で登録し、かつ、その登録された電話番号からの着信を自動で拒否できる機能

補助の対象となる方

- ・野木町に居住し、かつ、野木町の住民基本台帳に記録されている65歳以上の方、又はその者の属する世帯の世帯員。
- ・世帯全員の町税等に滞納が無いこと。

- ・特殊詐欺対策電話機等を購入していること。

※ただし、補助金の交付は1世帯1台で1回限りとなります。

補助金額

購入費の2分の1以内
(100円未満切捨て)、上限

5千円

補助金の申請

(1) 補助金申請書（総務課窓口にあります。）

(2) 領収書（品名、品番、購入者氏名等が記載され、販売者の領収印が押印されているもの）、又はその写し

(3) 購入した機器の機能が確認できる書類（カタログ又は説明書の写し等）

(4) 印鑑

(5) 銀行等の口座番号がわかるもの（通帳等）

※ご不明な点は、お気軽にお問い合わせください。

マイナンバーカード 日曜交付のお知らせ

問住民課

☎(57) 4 1 2 6

☎5月26日(日) 9時〜12時

問住民課

持参する物(必須)

- ・カード交付の案内ハガキ
- ・通知カード
- ・本人確認書類（運転免許証等）
- ・持参する物(お持ちの方)
- ・印鑑登録証
- ・住民基本台帳カード

情報公開制度の運用状況

問総務課

☎(57) 4 1 1 4

平成30年10月から平成31年3月までの情報公開制度の運用状況は次のとおりです。

※情報公開については、町ホームページをご覧ください。

1. 公開請求の件数及び処理状況

	公開件数		請求件数	
	部分公開件数	全部公開件数	前回の集計期間内の請求分 請求分で繰り越した件数	今回の集計期間内の請求分
公文書不存件数	0	2	0	14
非公開件数	8	10	0	14
未決定件数	0	0	0	0

※未決定件数とは、今回の集計期間に公開決定等を繰り越した件数をいいます。

※一件の請求に対し、複数の決定等が為される場合があるため、請求件数と処理件数は必ずしも一致しません。

2. 審査請求の状況

前回集計期間からの繰り越し分及び今回集計期間の審査請求はありません。

個人情報保護制度の運用状況

問総務課

☎(57) 4 1 1 4

平成30年4月から平成31年3月までの個人情報保護制度の運用状況は次のとおりです。

1. 個人情報開示請求等の件数及び処理状況

前年度繰り越し分及び当該年度の請求分はありません。

※訂正・削除・中止・利用停止の請求及び是正の申し出なし

2. 審査請求の状況

該当なし

